⑵2　共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が3,000万円以上になるときは、構成員のうち１社は監理技術者を設置しなければならない。

⑵3　次に揚げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

・設計管理技術者　設計管理技術者は、受注者に所属し下記に定める要件のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本の通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

・照査技術者　照査技術者は、受注者に所属し下記に定める要件のいずれかを有する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート］の資格保有者。

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）にあっては、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

⑵4　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokai-hokuriku Expressway Happyakuso Bridge and other 3 Bridges (Prestressed Concrete Superstructure)

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 1 October 2015

⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 December 2015. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 14 December 2015)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Japan Tel. 052―222―1447

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本案件は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業である。

平成27年９月１日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役　理事長　河野　一郎

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　事業名　新国立競技場整備事業

⑶　事業場所　東京都新宿区霞ヶ丘町10―１ほか

⑷　事業概要　新国立競技場の設計業務（基本設計、実施設計、設計意図伝達）、工事施工等業務（施工技術検討、工事施工）及び工事監理業務を行う。

⑸　事業期間　基本的な協定の締結の翌日から平成32年４月30日。ただし、工期短縮に係る技術提案があった場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された事業期間とする。

⑹　本事業は、技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と、基本的な協定の締結並びに基本設計、実施設計及び施工技術検討の契約を締結した後、設計の過程で基本的な協定に基づき価格等の交渉を行い、設計意図伝達、工事施工及び工事監理業務の契約を締結する事業である。

⑺　本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　基本的要件

①　本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、２⑵から⑸までを全て満たす単体企業又は共同企業体であること。共同企業体は、次のアからウまでのいずれかの方式を選択し、技術提案の提出期限の日までに競争参加資格の認定を受けていなければならない。

ア　共同実施方式　共同企業体の各構成員が事業全体について共同実施する方式

イ　分担実施方式　共同企業体の各構成員が、設計業務、工事施工等業務又は工事監理業務の各業務のうち、各構成員が分担した業務のみを実施する方式

ウ　併用方式　共同企業体の各構成員が、設計業務、工事施工等業務又は工事監理業務の業務ごとに、一の企業による実施、分担した業務について各構成員が共同実施（以下「分担業務共同実施」という。）又は分担した業務について各構成員が業務を分割実施（以下「分担業務分割実施」という。）することにより事業を行う方式

②　応募者が共同企業体で、共同実施方式を選択して事業を行う場合、構成員の数は２以上６以下とする。

③　応募者が共同企業体で、分担実施方式を選択して事業を行う場合、構成員の数は２又は３とする。

④　応募者が共同企業体の場合、構成員のうち工事施工等業務を担当する者の中から代表者を定め、当該代表者が応募手続きを行うこと。なお、一者が各々の業務を兼ねて実施することは差支えない。

⑤　応募者である共同企業体の構成員の変更は認めない。ただし、改善後の技術提案書の提出期限までの期間に限り、応募者である共同企業体の構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は独立行政法人日本スポーツ振興センターと協議するものとし、独立行政法人日本スポーツ振興センターがやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

⑵　応募者に共通の参加資格要件　応募者である単体企業又は共同企業体の各構成員は、次の要件を満たすこと。

①　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しないこと。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有すること。

③　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）若しくは「設計・コンサルティング業務の